

# 質問回答表

業務名： 新港ふ頭 11 号岸壁背後磁気探査業務委託 (R2)

質 問 内 容	<p>品質証明等の確認できる磁気探査機器を使用とありますが、沖縄総合事務局(港湾空港関係)及び沖縄防衛局の海上磁気探査は自社検定可であることが多いのですが、本業務でも自社検定の機器の使用は可能でしょうか？</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。</p>
------------------	---

(回答)

1. 磁気探査機器メーカーの自社検定であれば可とします。